

自己点検事項

◇ 連携充実加算(G 通則7)

(1) 外来化学療法加算1に係る届出を行っている。 (適 ・ 否)

(2) 外来化学療法加算1に規定するレジメン(治療内容)に係る委員会に管理栄養士が参加している。 (適 ・ 否)

(3) 地域の保険医療機関及び保険薬局との連携体制として、以下に掲げる体制が整備されている。 (適 ・ 否)

ア 当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメンを当該保険医療機関のホームページ等で閲覧できるようにしている。

イ 当該保険医療機関において外来化学療法に関わる職員及び地域の保険薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施している。

ウ 他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備している。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知している。

(4) 栄養指導の体制として、外来化学療法を実施している保険医療機関に5年以上勤務し、栄養管理(悪性腫瘍患者に対するものを含む。)に係る3年以上の経験を有する専任の常勤管理栄養士が勤務している。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・当該届出に係る専任の常勤管理栄養士の出勤簿
- ・当該届出に係る専任の常勤管理栄養士の勤務経験が確認できるもの

医療機関コード

保険医療機関名